

# 第1章

計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1

### 計画策定の経緯

新潟市では、男女がともにつくる社会を目指して昭和63(1988)年に市民との協働により「新潟市女性行動計画」を策定し、平成13(2001)年には「新潟市男女共同参画行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、平成17(2005)年には男女共同参画推進の基本的な理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりが尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができると目指して施策に取り組んできました。

平成23(2011)年3月に策定した「第2次新潟市男女共同参画行動計画」には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含し、特に重大な人権侵害である配偶者等からの暴力への対応を強化しました。また、平成28(2016)年3月に策定した「第3次新潟市男女共同参画行動計画」では、新たに男女共同参画に関する男性の理解の促進や、防災における男女共同参画の推進を盛り込みました。

第3次の行動計画が令和3(2021)年3月に計画期間を終了することから、同計画の成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、「新潟市男女共同参画推進条例」に基づく「第4次新潟市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。

第4次の行動計画には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき平成30年3月に策定した「新潟市女性活躍推進計画」を包含し、同条例の理念のもとに総合的な推進を図ることとしました。

## 2

### 計画策定の背景

#### (1) 国際的な動き

我が国の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。

昭和50(1975)年、国連はこの年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54(1979)年、国連総会において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、日本は昭和60(1985)年に批准しました。

平成7(1995)年、北京で開催された第4回世界女性会議において、21世紀に向けた女性の地位向上のための世界ビジョンである「北京行動綱領」が採択されました。

平成21(2009)年には、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解では、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取組の強化など、女性差別解消に向けた更なる取組の必要性が指摘されています。

平成22(2010)年には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、国連本部で「国連『北京+15』記念会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化の宣言等が採択されました。

平成27(2015)年には、国連本部で開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、「国連『北京+20』記念会合」として、これまでの取組状況に関する評価が行われました。

また同年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられ、17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と記載されています。

国際的に見た日本の社会進出における男女格差は、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数によると、令和元(2019)年では153カ国中121位と低ランクに位置づけられています。

令和2(2020)年には、国連本部で開催された「第64回国連女性の地位委員会」において、「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

## (2) 国内の社会経済情勢の変化

少子・超高齢化の本格化により日本の総人口は平成27(2015)年から長期の人口減少過程に入っており、2053年には1億人を割って9,924万人となると推計されています。未婚や高齢の単身世帯も増加しており、世帯構成が多様化しています。地域社会では、若年女性の首都圏への流出超過や人間関係の希薄化も指摘されています。

就労の場では、従来、女性に多かった非正規雇用が、若年層を中心に男性でも増加しており、雇用不安の問題や正規雇用との格差などから経済的に不安定な状態に陥る人の増加につながるおそれが出ています。特に女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として生活上の困難に陥りやすく、このような状況が、更なる少子化の助長や貧困等の次世代への連鎖を引き起こすことなどについても懸念されています。

また、人生100年時代の到来により、働き方や学び方、暮らし方は各人の希望やその時々ステージに応じて多様化する変革期を迎えています。

令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における性別による固定的な役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める非正規雇用労働者に対する雇用調整などが懸念されています。一方、感染拡大を契機にテレワークやオンラインの活用を一層推進することは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資すると期待されるものであり、働き方や生活スタイルの見直しとともに男女共同参画の課題への取組も重要です。

### (3) 男女共同参画に関する国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11(1999)年「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成17(2005)年にはこれを改定して「男女共同参画基本計画(第2次)」を、平成22(2010)年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。平成27(2015)年に策定した「第4次男女共同参画基本計画」では以下の4つを目指すべき社会として、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進しています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

この計画期間内に、雇用の分野においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27(2015)年)、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30(2018)年)、政治の分野においては「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30(2018)年)を整備しました。

そのほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、防災・復興分野における男女共同参画の推進などに取り組んできました。

このように、国は男女共同参画推進のための様々な取組を進めてきたところですが、今日の世界情勢の変化を踏まえ、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

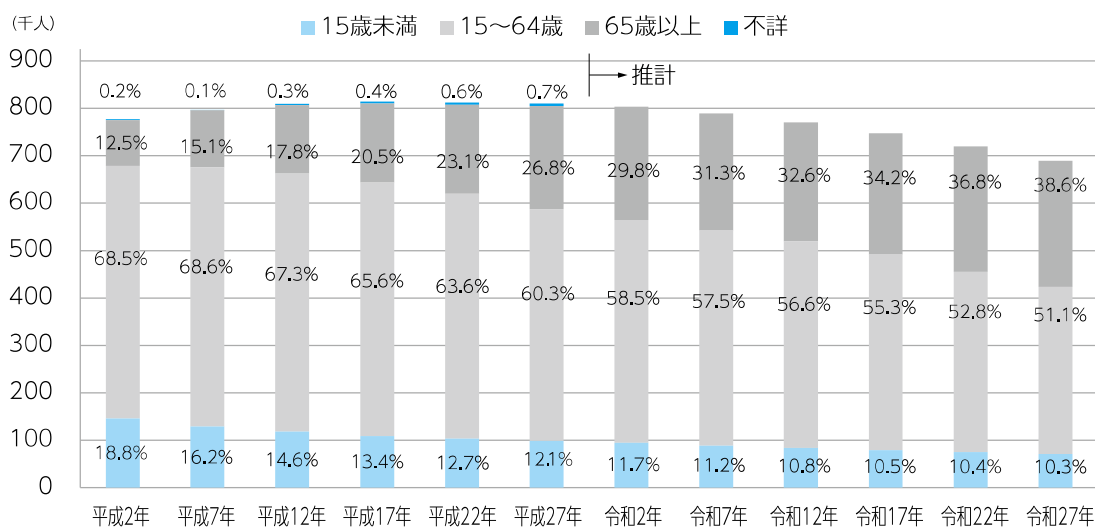
## (1) 社会状況

## ■人口

本市の人口は、平成17(2005)年の約81万4千人をピークに減少を続けています。年齢別の人口構成比は、年少人口(15歳未満)割合が年々減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)割合は年々増加し少子・超高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口は令和27(2045)年には688,878人で、ピーク時の平成17(2005)年比15.4%減となる見込みです。生産年齢人口も平成7(1995)年の546,361人をピークに、令和27(2045)年には352,249人となり、ピーク時の35.5%減となる見込みです(図1-1)。

図1-1 本市の人口推移と将来推計人口

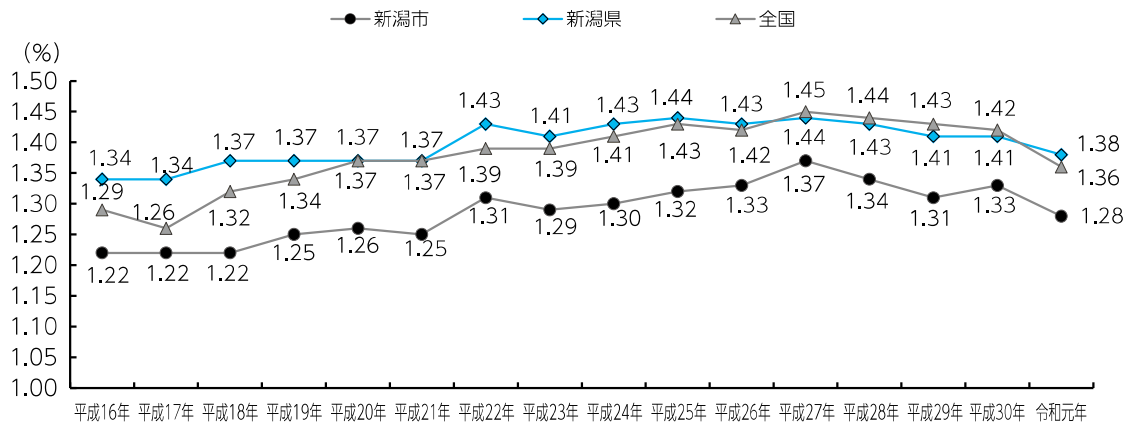


年	平成2 1990	平成7 1995	平成12 2000	平成17 2005	平成22 2010	平成27 2015	令和2 2020	令和7 2025	令和12 2030	令和17 2035	令和22 2040	令和27 2045
15歳未満	145,809	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	94,239	88,654	83,377	78,489	74,793	70,791
15~64歳	532,316	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	469,788	453,594	435,552	412,742	380,028	352,249
65歳以上	96,913	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	239,130	246,739	250,892	255,488	264,620	265,838
不詳	1,737	567	2,381	3,497	4,873	5,868	0	0	0	0	0	0
総数	776,775	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	803,157	788,987	769,821	746,719	719,441	688,878

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

合計特殊出生率は、全国の数値を下回って推移し、令和元(2019)年は1.28(全国1.36)となっています(図1-2)。

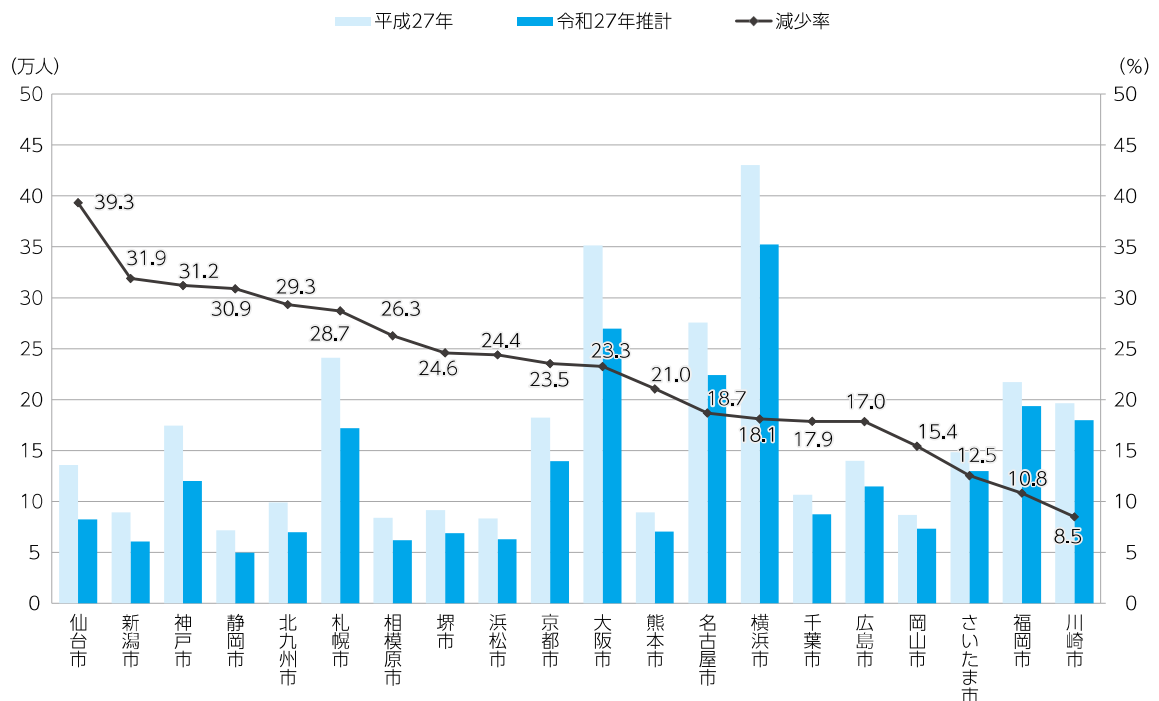
図1-2 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省、新潟県福祉保健課「人口動態統計」

20歳から39歳の若年女性人口は、平成27(2015)年の約9万人が令和27(2045)年には約6万人となり、政令市の中で2番目に高い約30%の減少率と見込まれています(図1-3)。

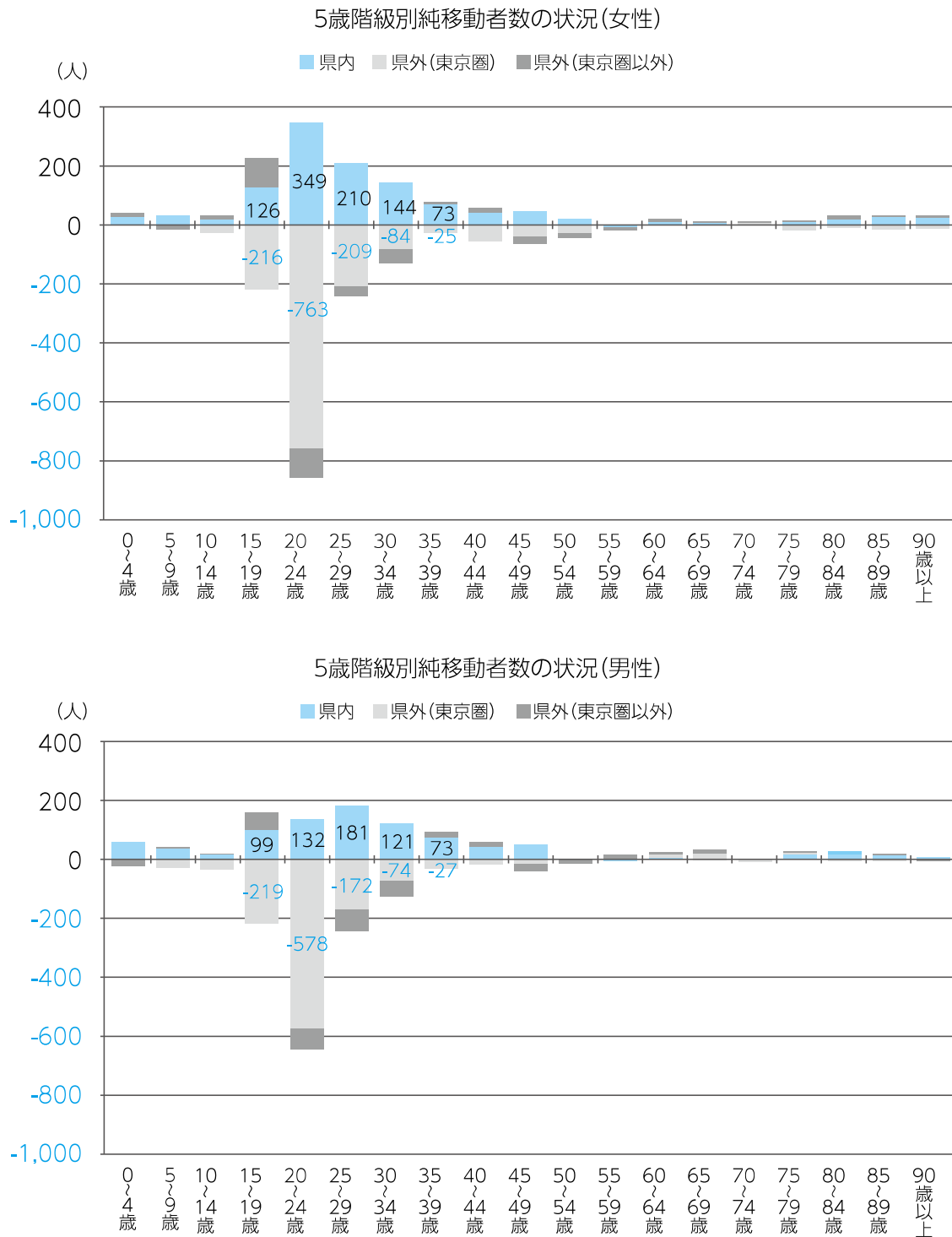
図1-3 若年女性(20~39歳)人口および減少率(政令市比較)



資料：国立社会保障・人口問題研究所

令和元年の転出・転入の状況では、男女ともに20～24歳の首都圏への転出超過が多くなっています。また、女性の方が男性よりも転出超過の数が多くなっています(図1-4)。

図1-4 新潟市男女別・年齢別純移動者数(転入・転出超過)の状況

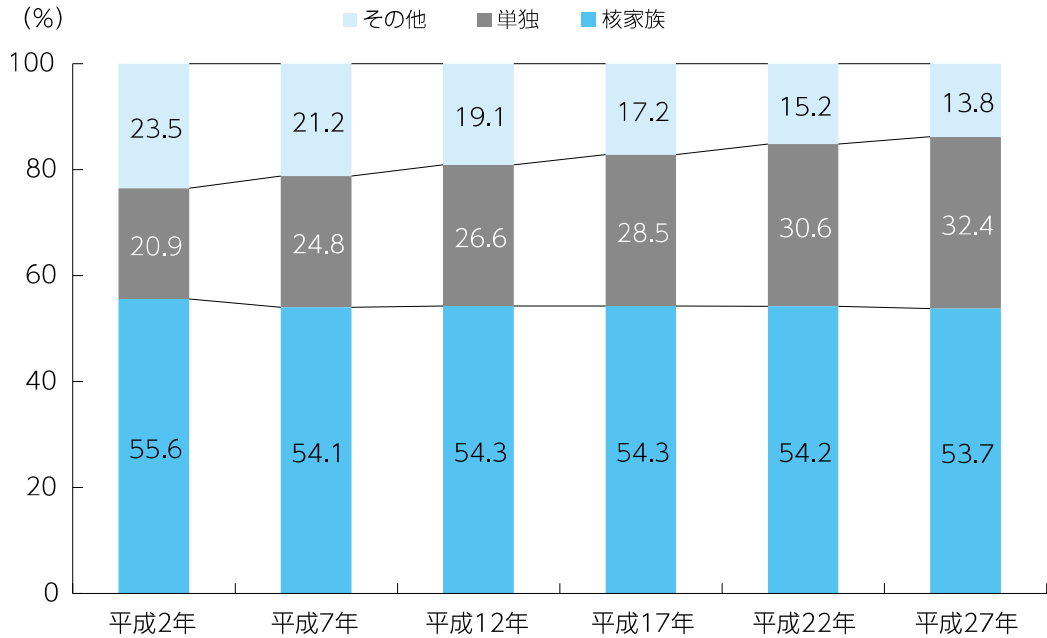


資料：新潟市「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年)

■世帯構成

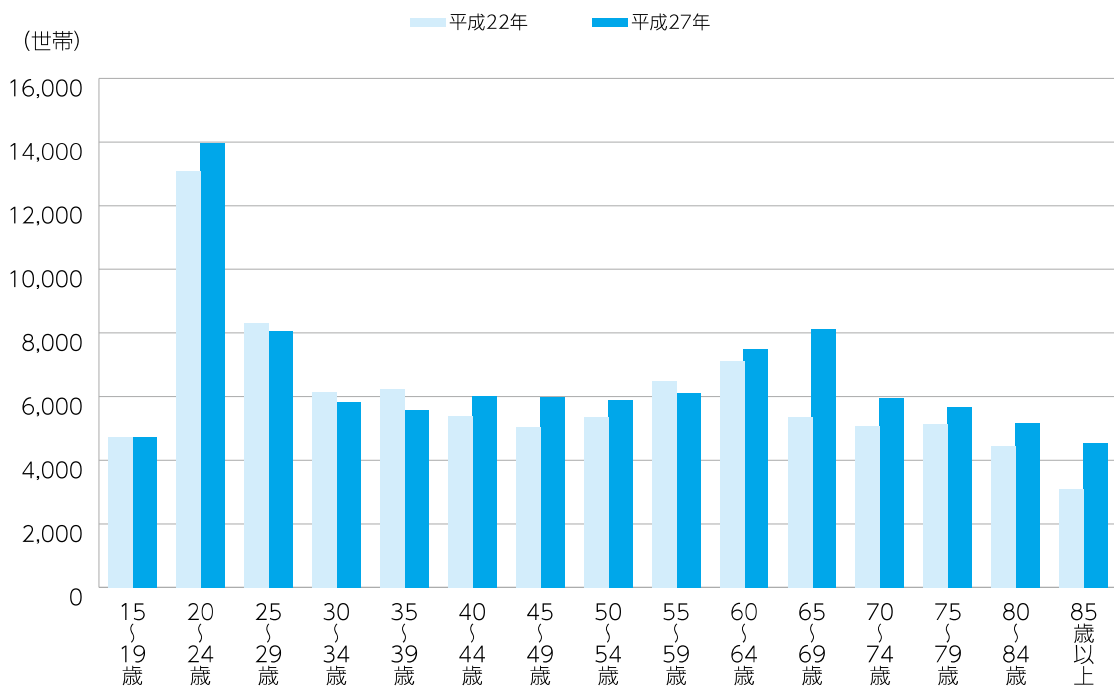
世帯構成割合では、単独世帯の割合が増加しており、核家族世帯と合わせると全体の8割以上で、世帯規模は小規模化しています(図1-5)。単独世帯のうち、特に65歳~69歳が5年前と比較し1.5倍に増えています(図1-6)。共働き率は5割を超え、政令市1位となっています(図1-7)。

図1-5 新潟市世帯構成割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

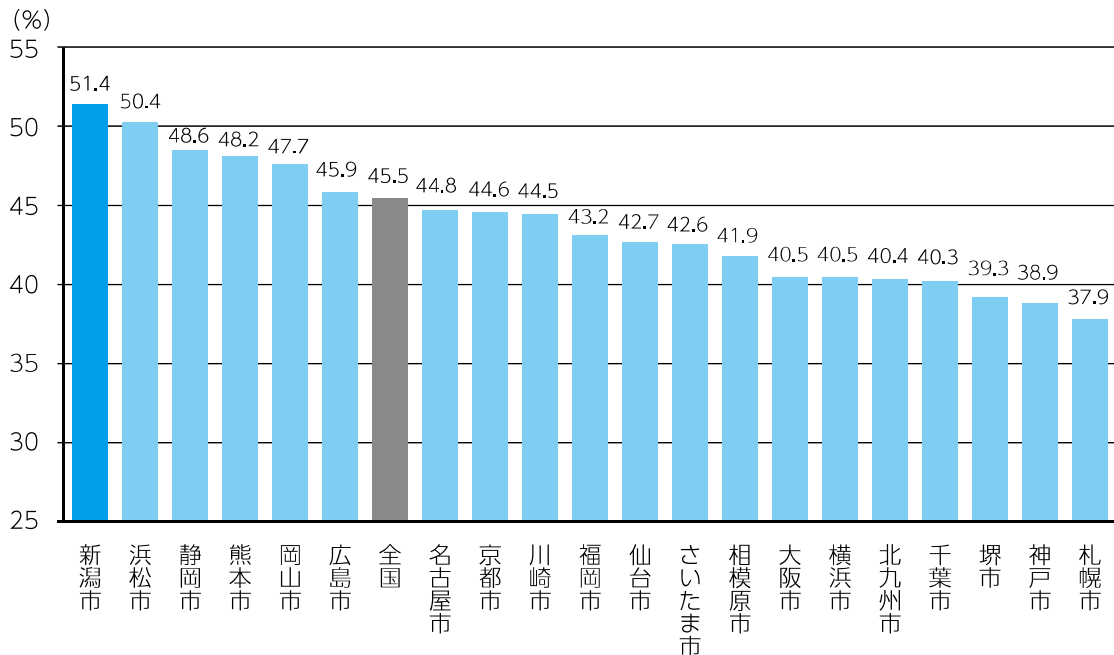
図1-6 新潟市世帯主の年齢別単独世帯数



資料：総務省「国勢調査」



図1-7 共働き率の政令市比較



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

### コラム ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)は、世界経済フォーラム(WEF: World Economic Forum)が毎年公表している各国における男女格差を測る指標です。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2019年12月に公表された「Global Gender Gap Report 2020」では、2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位(前は149か国中110位)でした。分野別では、経済のスコアが0.598で115位、政治のスコアが0.049で144位、教育のスコアが0.983で91位、健康のスコアが0.979で40位でした。

### コラム SDGs(持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の分野別目標が掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念としています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。



## (2) 第3次新潟市男女共同参画行動計画における指標の達成状況

第3次新潟市男女共同参画行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、6つの目標に対する16の指標に目標値を設定し取り組んできました。このうち、令和元年度現在、すでに目標値を達成した項目は5項目でした。

### 指標一覧

	項目	21年度 (2009)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	目標値 (2020年度)	
目標1	1 市民の性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合	51.6%	52.6%	—	—	—	—	59.9%	—	80%以上	
	2 「男女共同参画社会」という用語の周知度	55.3%	59.9%	—	—	—	—	65.0%	—	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律・制度	33.8%	30.9%	—	—	—	—	29.8%	—	40%以上
		社会通念・慣習・しきたり	9.5%	10.8%	—	—	—	—	9.3%	—	15%以上
		家庭生活	30.2%	34.3%	—	—	—	—	32.9%	—	40%以上
		地域社会	29.0%	31.3%	—	—	—	—	29.1%	—	40%以上
4 男女平等教育パンフレットを活用した授業割合	小学校3年生	93.9%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100%	
	小学校6年生	95.6%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	中学校2年生	77.2%	84.2%	83.9%	100.0%	96.4%	100.0%	100.0%			
目標2	5 審議会等における女性委員割合	31.8%	40.7%	41.2%	42.1%	42.7%	42.9%	42.8%	42.9%	45%以上	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.8%	1.2%	0%	
	7 農業委員の女性委員割合	7.2%	6.0%	6.1%	13.9%	13.9%	13.9%	12.1%	12.1%	10%以上	
	8 市職員の管理職(課長以上)における女性の割合	4.9%	8.1%	8.6%	9.3%	11.0%	11.9%	14.0%	15.2%	10%以上	
	9 市職員の係昇任者における女性の割合(新設)		42.7%	45.5%	44.8%	45.3%	49.0%	47.4%	46.4%	42%以上	
	(参考) 市立小・中学校の校長・教頭の女性の割合										—
目標3	10 職場における男女の地位の平等感	18.8%	21.0%	—	—	—	—	22.6%	—	30%以上	
	11 家族経営協定締結農家数	9.5%	11.7%	11.7%	10.4%	10.7%	11.3%	10.8%	10.7%	市内認定農業者数の15%以上	
	(参考) 所定内賃金の男女格差	74.9	76.1	76.4	75.7	76.3	76.1	71.9		—	
目標4	12 男性の育児休業取得率	1.0%	2.1%	5.4%	2.7%	3.6%	5.2%	8.4%		13%以上	
	13 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	235分 (女307) (男72)	220分 (女290) (男70)	—	—	—	—	218分 (女293) (男75)	—	—	180分以内
目標5	14 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度(新設)		44.3%	—	—	—	—	72.2%	—	70%以上	
	15 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきと考える人の割合	89.7%	88.7%	—	—	—	—	88.8%	—	100%	
目標6	16 DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合	37.6%	42.5%	—	—	—	—	50.1%	—	60%以上	

\* 平成22年4月1日現在